

令和2年第14回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和2年12月23日(水) 午前9時30分～午前9時48分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教 育 長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	岩谷 史人
	委 員	東 みどり
	委 員	國安 環
事 務 局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	宮田 哲
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	酒井 貴範
	社会教育係長	古山 悌士
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	式見 貴美穂
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

議案第74号 幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第14回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議録の承認であります。第13回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第13回教育委員会会議録を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) 私から事務報告を申し上げます。

事務報告説明資料をご覧ください。令和3年幕別町成人式の延期についてであります。このことにつきましては、去る18日に開催の令和2年第4回町議会定例会の最終日に町長から行政報告で申し上げるとともに、町のホームページ等で周知したところであります。

資料は、12月18日にアップいたしましたホームページの内容であります。当初、成人式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行った上で、来年1月10日に開催を予定しておりましたが、11月に入り全国をはじめ、十勝管内においてもクラスターが発生するなど感染が拡大しているとともに、今月15日付けで、北海道知事から「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」という通知があったこと、さらに12月28日から1月11日までの間、全国一斉にG o T o トラベルの利用の一時停止など、年末年始にかけ、感染対策が強化されました。

式典には町外からも多くの参加が見込まれること、また、式典終了後における感染リスク回避への配慮などについて、17日に実行委員会の方々と協議を行った結果、新成人やご家族などの皆様の健康と安全を最優先に考慮し、延期することを決定したところであります。

延期後の日程については、実行員会のみなさんと協議のうえ、新成人が参加しやすいスケジュールとして、ゴールデンウィーク中の来年5月2日に開催する予定としたところであり、延期のお知らせについては、ホームページをはじめ、フェイスブックやツイッターなどで周知したほか、対象となる新成人に対しましては、連絡先が判明している方は電話でお知らせするとともに、個別に延期の内容をハガキによりお知らせしております。

以上、成人式の延期についての事務報告とさせていただきます。

菅野教育長 事務報告について、何か質疑等ございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、議件に入ります。

次に、日程第5、議案第74号、幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

給食センター所長(鯨岡 健) 議案第74号、幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページ、資料につきましては、別にお配りしております議案第74号説明資料1、2、3の3枚になります。議案書1ページをご覧ください。

幕別町学校給食センター条例施行規則の一部の改正につきましては、先月開催の第12回教育委員会会議で報告させていただいておりますが、「給食材料費の高騰に伴う学校給食費のあり方」といたしまして、幕別町学校給食センター運営委員会へ諮問させていただき、運営委員会からは11月26日に教育委員会へ答申があったところであります。今回、この答申を受け、幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正するものであります。

改正する内容につきましては、第5条に規定する「給食費の額」を改正するものであります。別添の議案第74号説明資料1をご覧くださいと思います。

新旧対象表になります。左が現行規則、右が改正規則となります。現行規則第5条第1項では、幕別町学校給食センター条例第3条に規定する給食費の額について、「名称」及び「区分」と「1食当たりの金額」が定められております。右側、改正規則になりますが、1食当たりの額欄を「幼児児童生徒」と「教職員等」分けそれぞれ給食費の額を改定しております。別添の議案第74号説明資料2をご覧くださいと思います。

「幕別町学校給食センター運営委員会審議経過」であります。学校給食センター運営委員会では、本年4回の会議を開催しております。学校給食費の改定に伴う審議につきましては、上から太字で記載しております3箇所目の運営委員会に対する諮問から11月26日の教育委員会への答申まで、2回の審議を得まして記載にあります答申をいただいたところであります。中段の表をご覧ください。

運営委員会からの答申はで、1食当たりの額といたしまして、幕別学校給食センター小学校で現行額234円が答申額では、258円と24円の上昇額、上昇率では、10.3%であります。同様に中学校では、現行額284円が答申額308円と24円の上昇額、上昇率では8.5%、忠類学校センターの小学校で現行額237円が答申額258円、21円の上昇額、上昇率では8.9%、中学校では、現行額284円が答申額308円、24円の上昇額、上昇率では8.5%でありまして、保護者が負担する給食費の額での答申額となっております。

また、付帯意見として4項目の意見をいただいたところでありまして、1つ目は、「上昇額が大きいことから、他町村でも取り入れられている町独自の支援策を検討し、保護者負担が大幅増とならないよう配慮」を2つ目として、「給食材料費については、購入方法や給食構成の見直しを図るなど常に経費削減」を3つ目として、「学校給食費の保護者負担の公平化を図る観点からも徴収事務を強化し、徴収率の向上」を4つ目として、「学校給食費の改定には、保護者の急激な負担増とならないよう見直し期間を定めるなど、ルール化して取り組み」の4項目の意見をいただいております。別添の議案第74号説明資料3をご覧くださいと思います。

「令和3年度学校給食費」であります。最初に1つ目の「学校給食費の現行額及び答申額」ですが、左側が現行額、右側が答申額となります。給食費の積算は、町が負担する地場産食材料費の8円を含めた給食費となっております。現行額の令和2年度学校給食費欄の給食費積算額をご覧ください。現行額の1食当たりの給食費積算額は、幕別学校給食センターの小学校で242円、中学校で292円、忠類学校給食センターの小学校で245円、中学校で292円であります。地場産食材料費の1食当たり8円除いた現行給食費①が保護者の負担する給食費でありまして、教職員の方も同様となっております。右側、答申額の令和3年度学校給食費欄の給食費積算額をご覧ください。

答申額の1食当たりの給食費積算額は、幕別学校給食センター小学校が266円、中学校が316円、忠類学校給食センターの小学校で266円、中学校が316円で幕別学校給食センターの小中学校で24円の上昇額、忠類学校給食センターでは小学校で21円、中学校で24円の上昇額となっております。同様に8円の地場産食材料費を除いた額が答申額となっております。

次に2つ目の「学校給食費の保護者負担額」ですが、上段の答申額と同じ表になりますが左側が答申額、右側が保護者負担額の表となります。保護者負担額をご覧ください。給食費積算額Aになります。答申でいただきました付帯意見、議案第74号説明資料2の付帯意見、上から2番目の②になりますが、給食センターでは、給食構成の見直しにより3円を削減しております。幕別学校給食センター小学校で説明させていただきますが、答申額の給食費積算額266円から3円を削減し263円の給食費積算額としたところであります。

3円削減の内容につきましては、月に4回提供している麺について、単価の高い「うどん、ラーメン」の回数を減らし、年間を通じ固定化した構成への変更と同じく月4回提供しているパンについて、高価となるパンの使用回数を制限した取り組みを行うことで1食当たり3円の削減となっております。町支援額Bをご覧ください。

こちらも、議案第74号説明資料2の付帯意見、上から1番目の①になりますが、いただきました意見をもとに町部局と支援についての協議を行っております。現在町が負担している地場産食材料費を見直しして、町支援額として一本化したところであります。

町支援額の内容につきましては、幕別学校給食センター小学校で説明させていただきますが、上昇額の24円から先程説明いたしました給食構成の見直しにより3円を減額し、残りの21円に対して1/3の7円を保護者負担、残り2/3の14円に地場産食材料費の1食当たり8円を加えた22円を児童生徒に対する「町支援額」として統一したところであります。保護者負担額④をご覧ください。

保護者の負担する給食費は、給食費積算額Aから町支援額Bを差し引いた額となりまして、1食当たり幕別・忠類学校給食センターの小学校が241円、中学校が291円となります。上昇額⑤をご覧ください。

上昇額は、幕別学校給食センター小中学校で7円、忠類学校給食センターの小学校で4円、中学校で7円となっております。教職員の方の給食費につきましては、地場産食材料費の町負担が今回の見直しにより「児童生徒に対する支援額」へと変更になりますことから、教職員の方の給食費は、給食費積算額Aに記載します1食当たり幕別・忠類学校給食センターともに小学校で263円、中学校で313円となります。負担の内訳では、幕別学校給食センター小学校で説明させていただきますが、上昇額の21円と地場産食材料費の8円を加えた29円となります。議案書1ページにお戻りください。

1食当たりの額欄になります。先程議案第74号説明資料3で説明させていただきました保護者負担額④が「幼児児童生徒欄」の給食費の額、給食費積算額Aが「教職員等」の給食費の額になります。幼児児童生徒の1食当たりの額といたしましては、幕別・忠類学校給食センターともに幼稚園・へき地保育所が200円、同じく小学校が241円、中学校が291円、幕別学校給食センターの高等養護学校が313円に改正し、教職員等の1食当たりの額では、幕別・忠類学校給食センターともに幼稚園・へき地保育所が205円、同じく小学校が263円、中学校が313円、幕別学校給食センターの高等養護学校が313円に改正するものであります。

附則についてであります。施行期日を令和3年4月1日とするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第74号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第74号については、原案どおり可決しました。

議案については以上になりますが、このほか何かありませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第14回教育委員会会議を閉じます。